

令和5年度新観光プロジェクト応援事業実施要綱

(目的)

第1条 いばらき観光キャンペーン推進協議会（以下「協議会」という。）は、茨城県への観光誘客促進を図るため、地域の資源・強みを活かした、協議会会員が実施する観光宣伝事業等について、予算の範囲内で協賛を行うものとし、その協賛については、この要綱に定めるところによる。

(協賛対象者)

第2条 協議会の協賛の対象となる者は、次の各号の何れの要件も満たす者（以下「協賛対象者」という。）とする。

(1) 以下の何れかに該当する者であること。

ア 協議会会員

イ 協議会会員で構成されている者

(2) すべての構成員が、令和4年度負担金もしくは協賛金を完納していること。

ただし、令和5年4月1日以降に入会した会員についてはこの限りではない。

(3) 事業推進のための組織体制及び予算措置が構成員の合意に基づき明確になっていること。

(協賛対象事業)

第3条 協賛の対象となる事業（以下「協賛対象事業」という）は、協賛対象者が実施する事業のうち、次の各号のいずれも満たす事業とする。

(1) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間に実施される事業。

(2) 地域固有の資源を活用して実施する観光宣伝事業であり、観光誘客に資すると会長が認める事業。

(3) 本協賛事業の適用を、広告媒体等に記載できる事業。

(4) 県内に支店、支部又は営業拠点等のない協賛対象者の申請にあたっては、茨城県内の市町村又は観光協会等と連携して事業をおこなうこと。

(5) 茨城県内で行われる事業。ただし、事業内容が茨城県への観光誘客に特に資すると認められる場合においてはこの限りではない。

(協賛対象経費)

第4条 協賛金の対象となる経費（以下「協賛対象経費」という）は、事業の実施に必要なと認められる経費とする。ただし、次の各号に掲げる経費は、対象としない。

(1) 1点5万円以上の消耗品費

(2) 事業期間外が含まれる委託契約、レンタル契約等に係る費用

(3) 本協賛金以外の補助金又は協賛金等が充当される費用

(4) その他会長が適当でないと認めた費用

(協賛の申請)

第5条 協賛対象者は、協賛対象事業の実施について協賛を求める場合は、令和5年

度新観光プロジェクト応援事業協賛申請書（様式第1号）を、会長が別に定める日までに会長に提出しなければならない。

（協賛の審査）

第6条 会長は、令和5年度新観光プロジェクト応援事業に係る審査会（以下「審査会」という。）を設置し、前条による協賛申請の内容について審査を行わせるものとする。

- 2 審査会は、別表1に基づき事業内容の評価を行い、点数を付し、会長に報告する。
- 3 会長は、審査会の報告を受け、別表2に基づき協賛内容を決定する。

（協賛決定）

第7条 会長は、前条の協賛決定の内容について、令和5年度新観光プロジェクト応援事業協賛決定通知書（様式第2号）により当該協賛対象者へ通知するものとする

- 3 同一の協議会会員、協賛対象事業に対する協賛は、原則1回を限度とする。ただし、会長が茨城県への観光誘客に特に資すると認める場合においてはこの限りではない。

（協賛の変更及び中止）

第8条 前条の協賛決定を受けた者（以下「協賛決定者」という。）が、事業の内容を変更又は中止する場合は、速やかに令和5年度新観光プロジェクト応援事業協賛変更/中止申請書（様式第3号）を提出し、会長の承認を受けなければならない。

ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- 2 会長は、前項の申請の内容について、第6条の規定に準じ協賛内容を決定し、令和5年度新観光プロジェクト応援事業協賛変更/中止決定通知書（様式第4号）により当該協賛決定者に通知するものとする。

（協賛の取消）

第9条 会長は、次の場合において、協賛決定者への協賛の取り消しができるものとする。

- （1）協賛申請書に係る事業が履行されない場合、あるいは履行されないことが確実であると会長が認める場合。
- （2）協賛対象者としての要件を満たさなくなった場合。
- （3）協賛決定者が申請した協賛対象事業と実際の事業内容が異なる場合。
- 2 前項の規定は協賛金の額を確定した後においても適用する。
- 3 会長は、第1項の規定による取り消しをした場合は、令和5年度新観光プロジェクト応援事業協賛取消通知書（様式第5号）により当該協賛決定者に通知するものとする。

（協賛金の返還）

第10条 会長は、協賛の取り消しをした場合において、すでに協賛金が交付されている場合は、期限を定め、その返還を求めるものとする。

(協賛の停止)

第 11 条 会長は、災害等のやむを得ない事由が発生した場合本事業の執行を中止又は停止することができる。

- 2 会長は、前項の規定による事業の中止又は停止を行った際は、協賛決定者に対して協賛決定の額又は停止までに生じた経費を上限に協賛金を支払うものとする。
- 3 前項による協賛金の支払いは、第 12 条から第 14 条の規定に準じて支払うものとする。

(作成物の確認)

第 12 条 協賛決定者は、協賛対象事業にかかる宣伝又は広報等を行う際には、その実施内容又は作成物等について、公開又は配布前に会長に報告しなければならない。

- 2 会長は、報告を受けた実施内容又は作成物等について、修正指示をできるものとする。
- 3 前項による確認又は修正の指示を受ける前に実施又は作成された事業又は作成物については、その一部又は全部を協賛対象経費から除外する。

(実績報告)

第 13 条 協賛決定者は、協賛対象事業が完了したときは、協賛対象事業が完了した日から起算して 60 日を経過した日又は、令和 6 年 3 月 31 日のいずれか早い日までに、会長に対し令和 5 年度新観光プロジェクト応援事業実績報告書（様式第 6 号）を提出しなければならない。

- 2 会長は、必要と認めた場合、協賛決定者に対し協議会総会等での実績報告を指示できるものとする。

(協賛金額の確定)

第 14 条 会長は、前条による実績報告の内容について、第 6 条の規定に準じ協賛内容を決し、令和 5 年度新観光プロジェクト応援事業協賛金額確定通知書（様式第 7 号）により、当該協賛決定者に通知するものとする。

(協賛金の請求)

第 15 条 前条の規定による通知を受けた者は、通知日から起算して 14 日以内に令和 5 年度新観光プロジェクト応援事業協賛金請求書（様式第 8 号）を会長に提出しなければならない。

(概算払い)

第 16 条 会長は、事業の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、概算払いをすることができる。

- 2 協賛決定者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第 9 号）を協議会に提出するものとする。

- 3 協賛決定者は、第9条又は第14条による通知を受けたとき、既に支払を受けた協賛金が確定額を超えるときは、その超える金額について協議会の指示に従って返還するものとする。

(その他)

第17条 この要綱の施行に関し必要な事項については、協議会事務局長が別に定める。

付 則

本要綱は令和5年3月31日から施行する。

別表1 (第6条関係)

審査項目
(1) 収益性
(2) 集客性
(3) 新規性
(4) 実現性
(5) 広域性
(6) 安全性
(7) デスティネーションキャンペーンとの関連性
(8) 総合評価

別表2 (第6条関係)

審査会による点数	協賛の可否	協賛金額
(1) 20点未満	否	—
(2) 20点以上39点未満	可	30万円又は協賛対象経費のいずれか低い額
(3) 40点以上59点未満	可	50万円又は協賛対象経費のいずれか低い額
(4) 60点以上79点未満	可	70万円又は協賛対象経費のいずれか低い額
(5) 80点以上	可	100万円又は協賛対象経費のいずれか低い額